

# お知らせ

東京都

東京都は、東京都東村山市本町一丁目、本町二丁目地内において、東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第二号線の事業を行います。

都市計画法の事業認可の告示は平成二十五年十二月十日です。  
このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について  
東村山都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第二号線は、本町一丁目から本町二丁目に至る延長約三百八十メートルの区画街路を整備するものです。

2 (1) 用地取得について  
東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借間人の方などと、土地売買契約、物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払します。

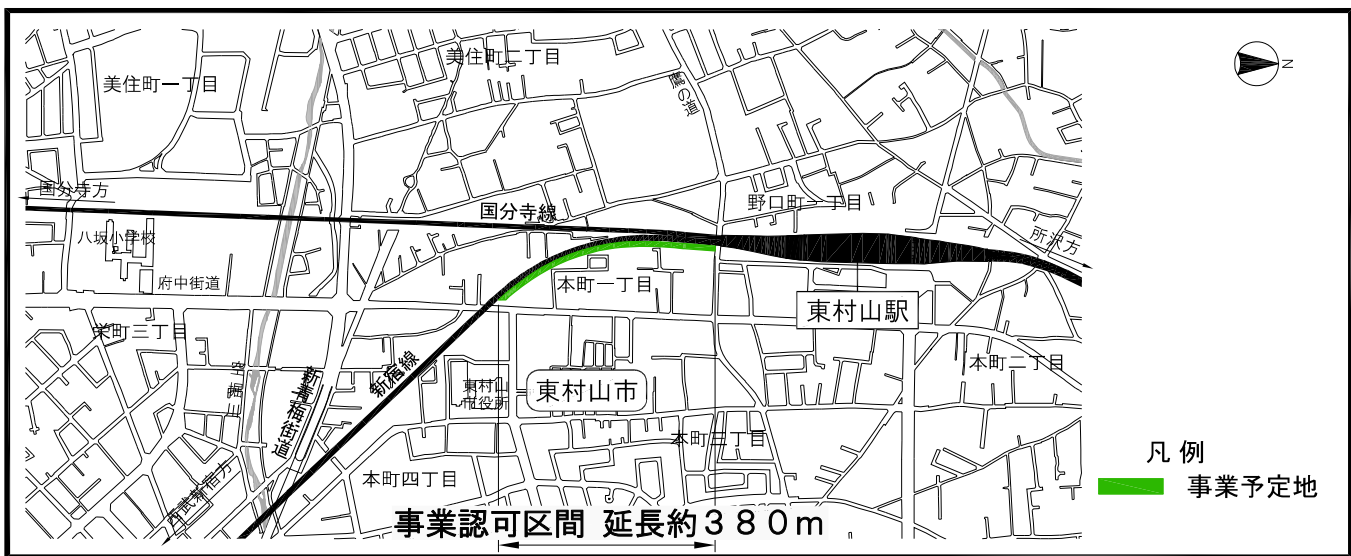
(2) 土地収用法に基づく権利について  
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁決申請請求、補償金支払請求及び明渡裁決申立てを行うことができます。

3 (1) 土地価格の固定について  
東京都は、平成二十五年十二月十日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(2) 建築等の制限について  
平成二十五年十二月十日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事の許可が必要です。  
・土地の形質の変更  
・建築物や工作物の建設  
・移動の容易でない物件の設置や堆積

(3) 土地建物の売買の制限について  
平成二十六年一月二十五日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。  
また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、東村山市都市環境部都市計画課に備えてあり、閲覧することができます。  
なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。



施行者 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課

電話03(5320)5334